

平成28年第1回玉名市農業委員会総会議事録

平成28年1月5日(水)午後2時 玉名市役所4階会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸
17番	高根 政明	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	21番	田上 一
22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正
26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男
30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和
34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子
38番	村端 一弘						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

18番 取本 一則

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂正一郎

係長 上村 健也 参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村由香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第1号 農地の買受適格証明願(耕作目的)について
第2号 農地の所有権移転許可申請について(3条許可分)
第3号 農地の賃借権設定許可申請について(3条許可分)
第4号 農地の使用貸借権設定許可申請について(3条許可分)
第5号 農地の転用許可申請について(4条許可分)
第6号 農地の転用許可申請について(5条許可分)
第7号 農用地利用集積計画の決定について
第8号 農用地利用配分計画案の意見決定について

報 告

第1号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
第2号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（福田高広君） それでは皆様こんにちは。定刻となりましたので開会いたしたいと思います。現在、38名中、本日取本委員から欠席の届出があつておりますので、37名出席でございます。玉名市農業委員会会議規則第6条によりまして、会議は成立しておりますので、ただいまから平成28年第1回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 永田会長より挨拶をいただきまして、会議規則第4条によりまして議長をお願いし、進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、明けましておめでとうございます。今年最初の農業委員会でございますけれども、皆さん、今年のお正月は非常に暖かい正月でございましたけれども、皆さんのお宅ではいかがでございますでしょうか。

私ども今年、もう半年過ぎたわけですがけれども、いろんな問題も山積しておりますし、いろんな問題に打ち当たると思いますが、お互いに協力しながら今度1年間一生懸命頑張つてまいりたいと思っております。とにかくそのためにも、農業委員の仕事を全うする上でも、まずやっぱり健康が第一でございますので、今年のテーマの第一として、健康第一でお互い頑張つていきたいと思っております。どうぞ皆様お引き回しのほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが、年頭の御挨拶に代えたいと思います。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速議題に入りたいと思いますので、よろしく御審議かたをお願いします。

それでは、本日の議案は、議第1号より議第8号までの144件と報告第1号より報告第2号の33件が提案されております。慎重なる審議よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、15番の平野委員と16番の野澤委員にお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第1号、農地の買受適格証明願（耕作目的）についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 1ページからです。

議第1号、農地の買受適格証明願（耕作目的）について。下記のとおり公売に付される農地の買受適格証明願を承認するものとする。平成28年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、2番ともに天水町の願出人で、公売物件が滑石の田968㎡外1筆、計1,934㎡で、入札期間が平成28年1月13日で、開札日も同じく平成28年1月13日となっております。なお附帯決議といたしまして、買受適格証明の交付を受けた者が、最高価買受願出人または次順位買受願出人となり、3条許可申請が提出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するものという附帯決議が付きます。

以上でございます。

○議長（永田知博君） はい、説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いします。

○34番（尾池秀實君） 34番の尾池です。

本人は専業農家で頑張っていますので、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、2番、どうぞ。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。

現在専業で農業をしておられます。許可相当と判断いたしました。

○議長（永田知博君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。

農地の買受適格証明願（耕作目的）について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第1号については、承認することに決定しました。

次に、議第2号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第2号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成28年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、岱明町と小浜の申請人で、申請物件が小浜の田1,655㎡を甥へ贈与す

るものです。

2番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の畑151㎡を相手方の要望と耕作便利による売買です。

3番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の畑19,877㎡外1筆、計30,997㎡を子へ一括贈与するものです。

4番、福岡県福岡市と横田の申請人で、申請物件が宮原の畑576㎡を贈与するものです。

5番、山部田の申請人で、申請物件が下の畑419㎡外12筆、計11,203㎡を子へ一括贈与するものです。

6番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田167㎡を労力不足と相手方の要望による売買です。

7番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,978㎡を耕作不便と経営拡張による売買です。

8番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑2,426㎡外4筆、計6,362㎡を子へ一括贈与するものです。

9番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田373㎡外1筆、計1,560㎡を子へ贈与するものです。

10番、天水町と熊本市の申請人で、申請物件が青野の畑3,089㎡外1筆、計6,959㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

以上10件、合計61,608㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題ないこと、また、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○6番（横手良弘君） 6番、横手です。番号1について御説明いたします。

これは甥へ贈与するものでありまして、1,655㎡で、以前から甥のほうで耕作の管理をしておりましたので、経営面積のほうも達して十分満たしておりますので、何ら問題ないものと判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、2番、どうぞ。

○8番（松本恒幸君） 8番、松本です。2番の土地について説明いたします。

譲渡人は高齢で、また譲受人は耕作便利ということで、下限面積も十分満たして

おり、何ら問題ないと思われます。よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） 3番、どうぞ。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。3番について説明します。

本件は親子関係で、子への一括贈与なので何も問題ないと思ひ、許可相当と判断します。

○議長（永田知博君） はい、それでは、4番、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） はい、11番、浦谷です。

譲渡人は福岡におられまして、畑がちょっと荒れているということで、下の方の畑に迷惑をかけるということで、そのまま贈与するということで説明がありました。何ら問題ないということで許可をお願いします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、5番、どうぞ。

○16番（野澤博幸君） 16番、野澤です。

譲渡人と譲受人は親子関係で、近くに住んでおられます。そして忙しいときはですね、子どもさんも農業の手伝いということで、子どもさんへの一括贈与ということで、何も問題なく許可相当と思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） 6番、どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 20番の斎藤です。

譲渡人は高齢で耕作ができません。そこですぐ隣に住んでいる譲受人の田上強氏が以前から耕作をしておりましたので、スムーズにそこを耕作するというので、許可相当というふうに考えます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

7番、どうぞ。

○30番（平本 博君） 30番、平本です。7番について説明します。

譲渡人は耕作不便、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たされております。許可相当と思ひます。以上です。

○議長（永田知博君） 8番、どうぞ。

○34番（尾池秀實君） 34番、尾池です。

譲渡人、譲受人は親子であり、何ら問題はないと思われます。以上です。

○議長（永田知博君） 9番、10番は同一委員さんでございますので、続けてお願ひします。

○37番（堀田昌子君） 37番、堀田です。9番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係です。譲受人は勤めを辞め、新規に農業を始めます。きゅうりを作られるそうです。そのため一部農地を子に贈与するものです。許可相当と判断します。

続いて10番の案件について説明します。

譲渡人は主として農業をしていた父親が急に亡くなり、母親1人と譲渡人が勤めの休みの日に手伝っていますが、労力が不足しています。譲受人は労力も多く、経営拡張ということで、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田ですが、ちょっと事務局にお尋ねをいたしますが、贈与の場合ですね、譲渡人の本人の確認というか、そういうふうな部分はどのように行われとつとですか。（「渡人の確認ですか」と呼ぶ者あり）渡人の意思の確認（「意思の確認」と呼ぶ者あり）うん。書類が出てくるだろうけど、これは譲渡人が書類を書いて出してくるのか、どういうふうなことかということですか。

（「・・・は両方本人さんです。本人申請になりますので」と呼ぶ者あり）うん、両方、（「両方、両方一緒にせにゃんたい」と呼ぶ者あり）息子さんが同居をしとられて農業をやってられて、息子さんがその意思の確認ですたい、農業をするという、そのへんのところはやってないということですか。（「本人さんの申請・・・意思の確認」と呼ぶ者あり）ああ、意思の確認。（「あとは行政書士さんが・・・承諾書は付けます」と呼ぶ者あり）・・・しとるけん意思の確認たいな。

例えば、高齢になってそのへんの判断ができないというふうな場合の方もいらっしやるとだろうと思うたいね。（「そういう話を聞いたときは・・・」と呼ぶ者あり）だけんそのへんの確認がどんなされとるのかなと思って。（「・・・られて大丈夫ですかという話でこっちからの確認はしません」と呼ぶ者あり）ああ、ないということですかたいね。

○議長（永田知博君） 今のは、結局親子であっても親が高齢で、一緒に来れないような場合はどうするかということ。

○3番（清田順次君） そうそうそういうことですか。

○議長（永田知博君） 今の委員長のあれはどぎゃんですか。皆さんにあんまり聞こえなかったらと思うけど。（「うん、ちょっと聞こえん」と呼ぶ者あり）（「・・・もう1人でもいいということですか。まあしょうがない・・・」と呼ぶ者あり）（「書類が出てくるということだけん、もうそれが意思確認ということたいな」と呼ぶ者あり）（「委任状はとってます・・・」と呼ぶ者あり）（「ああ委任状があるということね」と呼ぶ者あり）（「来られないときはですね」と呼ぶ者あり）

○議長（永田知博君） 後ろのほうは聞こえましたか。（「聞こえん聞こえん」と呼ぶ

者あり)

○事務局長(福田高広君) 基本両方2名一緒に来てもらって署名捺印してもらって申請書を受け付けます。片方が来れないという場合は、委任状をいただいて処理しております。どこまでが意思かと言われると。(「微妙なところがあることはあつたいな。よかですよ、はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(永田知博君) いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかにはございませんか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) ほかに質問、御意見がないようでございますので、採決に入ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第2号については許可することに決定しました。

次に、議第3号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長(福田高広君) 議第3号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、玉名の申請人で、申請物件が玉名の田893㎡を労力不足と耕作便利により、平成28年1月5日から10年間契約するものです。

以上1件、合計893㎡を御提案申し上げております。

農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。よろしく願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、説明が終わりました。

受付番号1番について担当委員の説明をお願いします。

○14番(下川 安君) 14番の下川です。

この件は労力不足、それから耕作便利による賃借権の設定なんですけども、借人は兼業で水稲と野菜を作付けをされております。許可後も水稲を作付けされるということで、別に問題はないというふうに思います。以上です。

○議長（永田知博君） 担当委員の説明が終わりました。

何か御質問、御意見などございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第3号については、許可することに決定しました。

次に、議第4号、農地法第3条、農地の使用賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第4号、農地の使用賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑357㎡を農業者年金受給により、平成28年1月5日から10年間契約するものです。

以上1件、357㎡を提案申し上げております。

農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題ないこと、また下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

○36番（丸山陽治君） 36番、丸山です。この件の案件について説明します。

農業者年金受給の再設定で、借手、貸手は親子であり、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第4号については、許可することに決定しました。

次に、議第5号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 議第5号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が宮原の畑751㎡で、転用目的は農家住宅及び農業用倉庫です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が宮原の畑1,307㎡のうち455.37㎡、転用目的は農業用倉庫です。農地区分は、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農地と判断いたしております。

3番、申請物件が岱明町の田333㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設され、教育・医療機関が概ね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断いたしております。

以上3件、合計1,539.37㎡を御提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないものと判断いたしましたので、御提案申し上げます。

地元委員さんと同行の上、現地調査を行っております。よろしく願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、説明が終わりました。

その前に、この1番について始末書が添付されておりますので、朗読をお願いします。

○係長(上村健也君) — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長(永田知博君) 2番も一緒に。

○係長(上村健也君) — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長(永田知博君) ただいま始末書が朗読されましたけれども、この1番、2番につきましては親子だそうございまして、このあと担当委員の志水さん、よろしく願いいたします。

○12番(志水武保君) 12番、志水です。今、始末書が読み上げられましたとおりですね、平成4年ぐらいに住宅を建てられたときに、その時点でですね、ちょっと

横の畑のほうに入り込んでいたと。今度測量して初めてそれがわかったということで、その分と2番と関連しておりますけれども、一緒に転用をしたいということでございました。

2番につきましてはですね、農振がかかっておりますけれども、農業用倉庫ということで、125㎡ということであまり、内に収まっておりますので許可相当かと思えます。あまりこの地域に迷惑をかけるような場所でもございませんので、今までどおりの平地なところでございまして、上水道は市水を使って、悪水とか汚水は合併浄化槽を使って、そして雨水なんか溜め枡を使って、東側に大きな道路と側溝がございまして、そこに流すということです。あと災害なんかは自分であとは面倒をみるということで、それは確約されておりますので、許可相当かと思えます。

○議長（永田知博君） 3番、次どうぞ。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。3番の案件について説明します。

申請人は申請地に個人住宅の2階建てを建築されます。転用面積は333㎡です。第3種農地です。給排水計画は市の上下水道を利用されます。雨水については西側側溝へ流すということです。被害防除計画、防護柵を設けるとのことです。近隣農地への被害防除計画は、近隣農地への日照を確保するため、2階を低層にするとの計画です。現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。（「質問です」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 20番、斎藤です。農振地域にかかる場合は、この会議ではなくて農振、その地区のそれを外すというまた別の会議での審議が必要となるんじゃないでしょうか。そのへんどうでしょうか。

○事務局長（福田高広君） 2番の農振区域内で、農業用施設の200㎡以内は特例で認められておりますので。

○20番（斎藤潔公君） はい、わかりました。

○係長（上村健也君） 農業用施設用地の場合は、目的が農業用、農振区域の場合はですね、転用目的が農業用施設の場合は、用途変更といって農振除外ではなくて用途変更という手続きを踏んで転用ができます。

○議長（永田知博君） 今の説明でよろしいですか。

○20番（斎藤潔公君） はい。

○議長（永田知博君） ほかにはございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、それでは採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第5号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第6号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第6号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が立願寺の田14㎡で、転用目的は進入路でございます。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

2番、申請物件が秋丸の田614㎡で、転用目的は建売住宅及び通路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

3番、申請物件が山田の田442㎡で、転用目的が貸露天資材置場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断いたしております。

4番につきましては、黒板に書いてありますとおり本日取下げ願いが出ておりますので、消しておいていただきたいと思います。

5番、申請物件が月田の畑6,387㎡の内1,447㎡外1筆、計12,410㎡で、転用目的は山砂採取です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が天水町の田298㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけど、土地の周辺において居住する者の日常生活上、及び業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで許可可能でございます。

以上5件、合計13,778㎡を提案申し上げております。

申請内容を農地転用許可基準の全ての項目ごとに適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないものと判断しましたので御提案申し上げます。また、地元委員さんと同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。1番の案件について説明します。

申請地は上立願寺公民館の南側に位置しまして、地域内にある第3種農地です。転用目的は自宅への進入路です。雨水については自然透水とし、処理しきれない部分は南側の道路側溝に流すということで、何ら問題はないと認められます。許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） 2番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。2番の案件について御説明を申し上げます。

場所は秋丸の坂本産婦人科の北側で、そこに転用目的としては建売の住宅というふうなことで、平屋を2棟というふうなことで、及び通路の建設に伴う申請というふうなことでございます。申請地を三つに分筆をするというふうなことで、申請地の東側部分は通路の部分ということ、里道と合わせてこの部分を進入路とするというふうなことでございます。北と東側は田というふうなことで、擁壁で囲って土砂のリスクのないようにするとの計画でございます。南側は市道に隣接をしているというふうなことでございますので、その市道に下水道施設が埋設されるというふうなことで、そこに接続をするというふうなことでございます。また雨水はですね、地下浸透及び市道側溝に放流の計画でございますので、何ら問題はございませんので許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） 3番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。3番の案件について説明します。

場所は蛇ヶ谷公園の西側の農免道路沿いということで、露天の資材置場を設けるということで、工事は畦を土波で設けて、全体を採石づきにするということで、雨水は自然浸透で、建物はないので生活雑排水はなく、周辺農地にも影響なく、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○17番（高根政明君） 17番高根です。5番について説明いたします。

貸人は以前みかんを作っておられたんですが、20数年前にみかん作りをやめられて、現況は山となっている状態であります。借人は山砂採取、販売の事業所であります。場所は玉名市と和水町、市と町のちょうど境に位置しております。申請物件、畑2筆の計44,500㎡のうち12,410㎡を山砂採取のために転用するものであります。

なお今回、申請の区域内に2カ所の沈砂地、すなわち池を新しく接地する計画であります。雨水、土砂流出については、これら二つの池と既設の二つのかなり大きな池があり、災害防除は可能と考えられます。また沈砂地や土砂止めを事業区域内の施設管理及び維持管理には、今後ともに十分に気を配り事業を行うとのことであります。

そのようなことで、現地調査、協議の結果、許可相当と判断するところでありませう。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

続きまして、6番どうぞ。

○37番（堀田昌子君） 37番、堀田です。6番の案件について説明します。

譲渡人は会社を営んでいます。従業員の駐車場が不足しているので、申請地は第1種農地ですが、近所を探しましたが会社と自宅に隣接しているところが最適ということになりました。北側は道路に面し南側は水路、西側、東側は宅地ですので、農地への影響はありません。給水は駐車場ですのではありません。排水は雨水のみで南側の水路に流します。現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に入ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第6号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第7号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第7号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成28年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められています。今回は13ページから19ページまでの集積でございます。

所有権移転が5件の11,978㎡、利用権設定が60件の194,338㎡、利用権転貸が2件の3,253㎡で、合計67件、209,569㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていただきましたので、御提案申し上げております。よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第7号については、原案どおり決定することになりました。

-----○-----

○議長（永田知博君） 次に、議第8号、農用地利用配分計画案の意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第8号、農用地利用配分計画案の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について、次のとおり決定する。平成28年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博君。

別紙農用地利用配分計画案のとおり、玉名市長より意見を求められています。21ページから35ページまでの集積で、賃貸借が16件の83,888㎡、使用貸借が38件の360,945㎡で、合計54件、444,833の配分でございます。この配分計画案を決定することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を

貸し付けるということになります。以上でございます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございます、採決に移ります。

農用地利用配分計画案の意見決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第8号については、原案どおり意見決定することに決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第1号から2号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 36ページをお願いします。

報告第1号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しておりますので報告いたします。平成28年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

36ページから44ページまでの32件、計99,374㎡の解約の通知を受理しております。

なお、1枚紙で訂正を差し上げてるかと思えますけど、議第7号の申し出が1件取下げがありましたので、関連番号が一つずつずれておりますので、新しく訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

次に、45ページ、報告第2号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成28年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は1件の合計992㎡の届出を受理しております。

以上、報告1号と2号の御説明を終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

事務局より報告がありましたが、何か御質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございます。本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） その他に移りますけれども、その他、何かございませんか。事務局のほうからは何かございませんか。

○係長（上村健也君） 事務局のほうから連絡します。

農業委員さんの研修の日程ですけれども、2月9日から10日にかけて長崎ということで予定をしておりますけれども、そこに研修の出欠についてのお返事がまだされていない方がいらっしゃいますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） 研修旅行については、全員参加ということでよろしくお願いしときます。

ほかに何か皆さんから御質問などありませんでしょうか。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、慎重なる御審議まことにありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会したいと思います。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時00分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成28年1月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 平野 忠臣

農 業 委 員 野澤 博幸